

議案第183号

大阪市市民病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市市民病院事業の設置等に関する条例（昭和41年大阪市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中大阪市立住吉市民病院の項を削る。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成25年3月1日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

住吉市民病院を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(傍線は削除)

大阪市市民病院事業の設置等に関する条例 (抄)

(市民病院事業の設置等)

第2条 省 略

2 市民病院事業として経営する病院の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
省	略

大阪市立住吉市民病院

大阪市住之江区東加賀屋1丁目2番16号

3 省 略